

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 福島県選挙管理委員会

○参議院福島県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第二号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

制限額 四〇、五七一、五〇〇円

### 福島県選挙管理委員会告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成十九年七月十

一日現在において、次のとおりである。  
平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、七四三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四七、八五七
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

| 選挙区  | 制限額    | 選挙区   | 制限額    |
|------|--------|-------|--------|
| 伊達郡  | 三二、二二〇 | 福島市   | 七七、九五四 |
| 安達郡  | 一八、四四四 | 会津若松市 | 三二、一五三 |
| 岩瀬郡  | 八、五九〇  | 郡山市   | 八九、二五四 |
| 南会津郡 | 九、一五三  | いわき市  | 九六、一三〇 |
| 耶麻郡  | 一四、四七八 | 白河市   | 一一、六九五 |
| 河沼郡  | 九、五六五  | 原町市   | 一一、九一〇 |
| 大沼郡  | 八、八六七  | 須賀川市  | 一八、一五四 |
| 西白河郡 | 一八、一三九 | 喜多方市  | 九、四二八  |
| 東白河郡 | 一〇、〇三五 | 相馬市   | 一〇、五七三 |
| 石川郡  | 一一、六九三 | 二本松市  | 九、二五〇  |
| 田村郡  | 二〇、三五八 |       |        |
| 双葉郡  | 二〇、一八六 |       |        |
| 相馬郡  | 一一、一五九 |       |        |